

代議員制度の導入について

代議員制度の導入について、令和6年度総会より、支部を代表する代議員による総会を開催することになりました。会員の皆様にとっては初めてのことであり、まだ十分に理解されていない方も多いかと思えます。先日の支部交流会では、参加者の皆様に説明をさせていただきましたが、以下に Q & A を作成しましたので、ご参照ください。

代議員選考 Q & A

Q1: 代議員は毎月のように会議に出席しなければならないのでしょうか？

A1: 代議員は総会に出席する場合にのみ、総会への支部としての意見の集約、議案の賛否について話し合い、総会に出席して質問・意見を発言し、議案採決時に賛成・反対の手を挙げるのが仕事となります。会場での質問も可能ですが、質問・意見は事前に総会資料に合わせて質問状を送る形で提出していただくことができます。いただいた意見・質問には執行部から回答があり、それに対する意見があればお聞きし、できる範囲で回答します。回答できない場合は理事会で協議し、対応策を検討します。

Q2: 代議員は支部の役員や協会理事と兼務できますか？

A2: 代議員は支部役員と兼任することができますが、協会の理事と兼任することはできません。

Q3: 立候補についてはどのように支部会員に伝えればよいですか？

A3: 会員向けには OCMA 通信や協会ホームページでお知らせしますが、支部内ではメールやグループライン、FAX などの手段を使って会員に周知してください。

Q4: 支部活動に参加したことがない会員が立候補届を提出してきました。他に立候補する方がいません。その場合は定員内であれば、立候補者として受け入れてもいいのでしょうか？

A4: 支部として議論し、妥当と判断される場合は受け入れることができます。ただし、支部の代表として総会に参加し、意見を述べ、賛否を決める役割を果たすことができるかどうかを慎重に考慮する必要があります。もし受け入れられない場合は、別の立候補者を立てて選挙を行い、適切な候補者を選ぶか、支部全体で慎重に議論してください。

Q5: 支部長が急な転勤や病気などで辞める場合、代議員の選出はどうすればよいですか？

A5: 副支部長が支部長代理として代議員を選出してください。通常、支部には支部長を補佐する副支部長がいますので、支部長が辞任した場合は副支部長が代理として支部の業務を引き継ぎます。もし副支部長や他の役員が動けない場合は、選挙管理委員会に連絡してください。

Q6: 支部活動が休止している場合、立候補する方法はありますか？

A6: 支部活動が休止していても、立候補の意思がある方は協会選挙管理委員会に立候補届を提出してください。選挙管理委員会が対応します。

Q7: 代議員の選出は基本的に選挙ですが、立候補者と補欠代議員が定数内の場合、選挙は必要ですか？

A7: その場合、選挙は行われません。立候補締切日を過ぎた時点で、定数内の立候補者がいる場合は、選挙を行わず支部選出代議員届を協会選挙管理委員会に提出してください。

Q8:代議員の定数を超える補欠代議員の立候補者がいる場合、選挙は必要ですか？

A8:補欠代議員の選出についても、代議員の選出と同じ規定に従って選出する必要があります。その場合は選挙を実施して選出します。

Q9:書類の書式は決まっていますか？

A9:代議員選出に関する書類、立候補届出書、支部選出代議員届等は、各支部の定数が確定した後各支部に送付されます。立候補届出書は記入されたものを支部で保管し、支部選出代議員届は必要事項を記入し、協会選挙管理委員会に提出してください。また、選出前に立候補者の会費入金状況も事前に確認してください。

Q10:支部会員の会費の入金状況が分からない場合、どうすればよいですか？

A10:その場合は協会事務局に立候補者の会費入金確認を依頼してください。立候補届を提出する前に、必ず立候補者の会費入金状況を確認し、提出してください。

公益社団法人 大阪介護支援専門員協会 副会長 吉村 春生

法定外研修【学術研究部・災害対策部 主催】(今後の予定)

下記のとおり、研修を予定しております。

申込方法等の詳細は、開催日が決定次第、ホームページ『法定外研修の一覧』に掲載をします。

	研修名称	開催日
参加費 無料	【災害対策部主催】 BCP 研修 第3回 復興期	1月14日(日)AM
	【学術研究部主催】 高齢者の脱水対策と摂食嚥下の基礎知識 ～脱水により嚥下障害は悪化する？～	1月14日(日)PM

日本介護支援専門員連盟コーナー

新年あけましておめでとうございます。旧臘11月6日令和5年度第1回日本ケアマネジメント推進議員連盟総会が開催され、田村憲久、加藤勝信、後藤茂之元厚生労働大臣はじめ、多くの議員の参加もあって、議連としては過去最大の参加人数となりました。介護給付費の改定につき介護支援専門員の処遇改善を求める件等が議決されました。また、11月17日には「介護現場で働く人々の暮らしとやりがいを支える集会」『賃上げ改定』の実現を！という集会が介護関係12団体の共同開催で開催され、参加下さった多くの国会議員の先生方に介護報酬の大幅改定の必要性を訴え、「決議」を採択し有意義な会となりました。良い結果が出るよう期待するところです。10月20日令和5年度連盟総会を開催し、次期日本介護支援専門員連盟会長に副会長・幹事長であった初山昌平氏を選出しました。新体制で連盟が更なる発展を遂げるよう期待しています。協会を政治的な面で支える連盟活動は今後も絶対に必要です。政治は力です！数は力です！組織率が力です！多くの介護支援専門員の支援と協力・結集が力です！初山新会長の新体制に何卒絶大なご支援をお願い致します。ご協力を！！自分たちばかりではなく国民の幸せのために活動を！（前会長藤岡記）

入会金無料。年会費 3000 円。【問合せ電話】 072-473-1710 HP より入会申込欄から
入会申込は、【FAX】 093-932-0532 までお願いします。URL <http://icmr.tremer.jp/>



支部交流会が開催されました

去る令和 5 年 11 月 18 日(土)に支部交流会がブロック活動部主催にてオンラインで開催されました。会員の皆様を含めて84名の参加がありました。

第 I 部として、濱田会長からの「次期介護報酬改定について」講演がありました。

誰もが現状一番に情報がほしい所で、参加された各支部の方々と運営側の各理事におきましても運営はそこそこに置いておいて、講演内容を逃す事なく聞き入っておりました。介護支援専門員の処遇改善、報酬アップをと願いつつ……。



また、第 II 部としても、誰もが気になる内容の、代議員制度の導入について、吉村副会長からの報告、説明がありました。各支部共に、今後の支部運営に大きく関わる事ですので本当に重要な報告となりました。少し不安も抱えながら報告を受けておられた各支部の方々も多くおられた事と思います。



こういった事からも、第 III 部としては、支部間での交流を深めながら代議員制度の意義と活用について、グループセッションが実施されました。各グループセッションの中では不安の声や、「どうしたらええねん」、「せんでもええかな」等の後ろ向き発言が開始と同時に聞かれましたが、進行するに連れて前向きな意見へと変化していくのが強く感じる事ができました。

各支部からの意見をよりいっそう前向きに伝える事が出来る。代弁できる代表者が増える事はより良き方向性へ繋げる事ができるかも…等々。なんか熱気すら感じる程でした。通常業務に加えての支部活動を行う事は意識が高くないと、なかなか出来る事ではありませんが、全国の介護支援専門員の為にも力を尽くせればと思います。

今回の支部交流会においては、本当に有意義な時間であったと感じます。

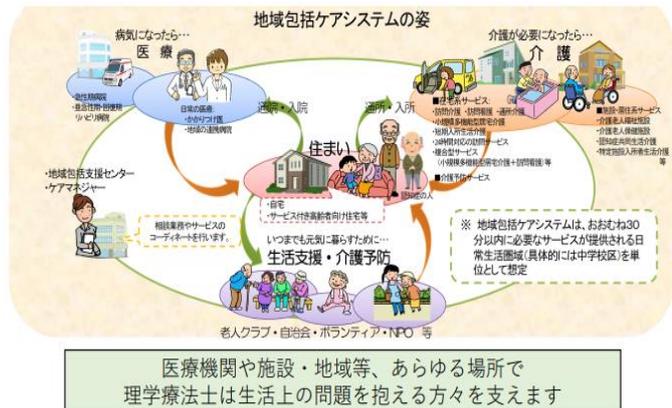
第IVブロック推薦理事 ブロック活動部 峯山 建道

理学療法士の地域包括ケアシステムへの取り組み

◇今回は、日本理学療法士協会・大阪府理学療法士会が地域包括ケアシステムに対して取り組んでいる活動をご紹介します。

理学療法士は、医療機関・介護サービス・障がい福祉サービス等活動の場が多岐にわたっており、地域によっては行政機関・地域包括支援センターにも理学療法士が配置され地域包括ケアシステムの構築に深く関わっている方もいます。

多くの理学療法士は、所属機関でサービスを利用する方(疾病や障がい等に起因した生活上の問題を抱える方々、高齢者、障がい者(児)等)に対して日常生活の問題を解消・軽減し、自立を促す運動方法の提案や安心・安全に生活を送るための助言等を行っています。それらの活動は、地域包括ケアシステムを支えるとても重要な役割であり地域にお住いの皆様の安定した生活のために多職種連携を図りながら取り組んでおります。



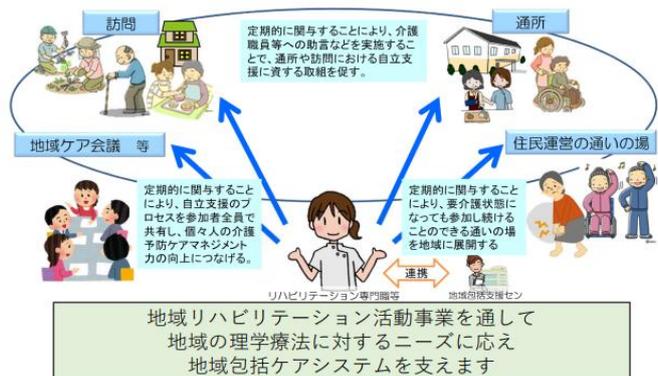
日本理学療法士協会作成資料より引用

◆地域リハビリテーション活動支援事業

日本理学療法士協会では、「地域包括ケアシステム」を推進するにあたって「地域ケア会議」「介護予防」の2つの施策に重点を置き、地域包括ケアシステムに関わることのできる人材を育成しております。資格を取得した「地域ケア会議推進リーダー」と「介護予防推進リーダー」が、それぞれ地域ケア会議で自立支援のための助言等を行ったり、地域の通いの場や短期集中サービスの支援等を行ったりしております。

《地域ケア会議推進リーダー》

地域ケア会議の目的を踏まえた上で、会議に参加し、自立支援に繋げる助言をする役割。アセスメントに基づいて身体機能・生活機能向上を目指すために必要なこと、リスク管理について、予測される経過について、環境面への支援、等専門的な視点からの助言や自立を促す活動を提案していきます。



日本理学療法士協会作成資料より引用

《介護予防推進リーダー》

専門性を活かした評価の実施、多職種や住民との協働による効果的な予防プログラムを企画・提案する役割地域の状況により各機関と連携を図りながら、住民主体の通いの場においてリスク管理をしつつ効果的な運動実施の支援や定期的な評価を行い、継続して活動できるようにアドバイスを実施しています。また、短期集中予防サービスが効果的に実施できるように専門的な評価、運動、生活機能向上の助言等を行っております

◇地域包括ケアシステム推進のために、地域の皆様を支援できる理学療法士として専門性を高め続けケアマネジャーの皆様や多職種の皆様と連携を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

困りごとがあればお近くの理学療法士へ是非お声かけください。

公益社団法人 大阪府理学療法士会 推薦理事 十時 陽生

はばたく歯科衛生士

大阪府歯科衛生士会が設立されて来年(2024年)で70周年を迎え、現在周年祭の準備にとりかかっています。70年の歴史で歯科衛生士の仕事はずいぶん広がって参りました。歯科衛生士の初期の仕事はむし歯予防の指導でした。1955年には歯科予防補助業務が追加され、1989年には歯科保健指導もできるようになりました。そして今では保健所、歯科診療所、病院、学校、幼稚園などだけでなく、施設や居宅にも出向いております。また、「口腔ケア」から口腔衛生管理と口腔機能管理を合わせて「口腔健康管理」という名称になり、業務の内容も変わってきております。どの職種でもそうですが、時代に合わせて知識を取り入れていかなければなりません。そのために大阪府歯科衛生士会では研修会にも力を入れております。当会では年間約20本の研修会を開催しております。

専門的な知識を深めるための学術講演会、訪問に役立つような実習等なども取り入れた訪問口腔健康管理委員会主催の研修会、病院と診療所を繋ぐ病院診療所委員会主催の研修会、歯周病講座、ハイジニストセンター主催の離職、復職のための研修会等などですが、新型コロナウイルス感染症予防で参集が難しくなった時には、いち早くウェビナーを取り入れて研修会開催の本数を減らすことなく、会員の多くが受講



できるようにいたしました。オンライン方式を取り入れた当初、受講生の多くが50歳代という年齢であることから、オンラインでの研修会への参加には周知や参加に多くの時間がかかりましたが、今ではそのことを懐かしく感じるくらい、オンラインの気楽さが浸透してきたように思います。

こちらの写真は高齢者疑似体験スーツを着用する実習の時のものです。地域において自立支援応援会議や地域ケア会議などにも呼んでいただけるようになり多職種の方々との接点も増えて参りました。健康寿命延伸のためにも「口から食べる」を当たり前のこととして生活していただけるように、今後も口腔健康管理指導に努めて参ります。



公益社団法人
大阪府歯科衛生士会

〒543-0073
大阪市天王寺区生玉寺町 4-16-101
TEL/FAX 06-4302-4767

公益社団法人 大阪府歯科衛生士会推薦理事 米田 裕香

公益社団法人大阪介護支援専門員協会 災害対策委員会 「BCP シミュレーション研修」 第2回「応急期～復旧期」

2023年10月29日(日) 第1回「BCP」～応急期～(発災当日～3日間)研修に引き続き、法定外研修として、災害対策委員会の神崎トモ子委員を講師として実施しました。講義の中で、令和6年3月31日までに経過措置終了する事の説明頂き、準備出来ているのかを確認と注意事項を説明されました。

研修会の参加者数は65名で、11グループに分かれ、災害のシミュレーションを実施しました。

演習では、「震度5強」マグネチュード6の大規模地震発生後10日目でケアプラン



センターの建物も被害を受けた。」という災害想定に対し、起り得るかもしれない状況を設定し、個人ワークとグループワークをしました。

その後講師より解説があり、より一層理解が深まったのではないかと思います。平時よりこのようなシミュレーション研修を実施していくことでいざといった時にBCPが役に立つものになると感じました。

アンケート結果からは、すごくよかったという意見が97%、内容についても良かったという意見が97%あり、「想定訓練・地域の事業との連携の必要性を感じた」、「前回・今回



共に勉強になり、日頃からの備えが大切であると実感できた」、との感想がありました。

机上訓練としてグループワークを進める中、参加者はまじめに仮想上の考えを多く出してどの様に対応するのかを考えることで沢山の知恵を得ることが出来ました。シミュレーション訓練を重ねることで災害時に迅速に行動が取れるようになれば良いと感じました。災害訓練や災害シミュレーションに参加する場合、どうしても自分は無事で普通に活動できる事が前提に考えてしまいがちですが、自分が受傷して動けない、最悪亡くなった場合も想定して、客観的な事象と捉えて考えていく事が大事です。



次回第3弾BCP研修「応急期～復旧期」は、令和6年1月14日(日)9:30～12:30に開催される予定です。公益社団法人大阪介護支援専門員協会府民情報発信部 西岡 誠

— ファシリテーターを終えて —

グループ内での振り返りの意見の中で、参加者より「今日の研修に参加し、グループ内の他の意見を聞き気づきがたくさんありました。BCP策定を事業所で行いましたが、持ち帰ってBCPを見直したい」と意見がありました。大変有意義な研修であり、私自身も災害について考えるきっかけになり、たくさんの学びと共に災害時に役に立つ事ばかりでした。

第VIブロック推薦理事 竹尾 安代



研修センター事務局便り



令和6年度の法定研修ご案内について

◎大阪府介護支援専門員研修(法定研修)のご案内は以下のとおり、

研修種別・課程
更新研修 (実務未経験者向け)
更新研修 (実務経験者向けー専門研修課程 I・専門研修課程 II)
更新研修 (主任介護支援専門員更新研修)

◎受講対象者は、

有効期間満了日
令和5年1月1日～令和5年12月31日(特例適用措置)
令和7年1月1日～令和8年12月31日

※令和5年1月1日～令和5年12月31日の特例措置期間に該当する方については、介護支援専門員証の有効期間は延びませんが、資格を喪失しない取扱いとなっております。資格継続を希望される方は、令和6年度の法定研修を受講・修了をすることで、有効期間を継続することができます。

上記の法定研修実施は6月～を予定しております。本申込をいただいた後の日程・時間・会場・受講料のご案内については、4月頃に郵送を予定しております。

◎法定研修の申込方法等、手順については、



介護支援専門員証の更新手続きについて【重要なお知らせ】

忘れていませんか？

介護支援専門員証の有効期間を更新するには更新申請が必要です。

更新のために必要な研修を修了しただけでは、介護支援専門員証の有効期間は更新されません。

必ず、介護支援専門員証の有効期間の更新申請を行ってください。

※新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員証等の特例措置を受けている方(現在の介護支援専門員証有効期間満了後に申請する方)については、研修修了後、速やかに更新申請をしてください。

※**簡易書留利用料金**が変更になりました。郵送料+350円となっております。不足のないようにお願いします。

必ずご自身で有効期間満了日をご確認の上、忘れずに申請をお願いします。

【申請書類等】大阪府介護支援専門員情報 <https://www.pref.osaka.lg.jp/kaigoshien/care/>

第 137 号(発行日 令和 6 年 1 月 1 日)

編集/発行 公益社団法人 大阪介護支援専門員協会
〒540-6591 大阪市中央区大手前1丁目7番31号
OMMビル(大阪マーチャンドイズ・マートビル)3階

TEL 06-6943-0577/FAX 06-6943-0571
HP アドレス=<https://www.ocma.ne.jp>
Mail アドレス=info@ocma.ne.jp

